

吸収分割に係る事後開示書面

2022 年 10 月 1 日

東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号
株式会社三菱総合研究所
代表取締役社長 藪 田 健 二

東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号
株式会社 MPX
代表取締役社長 荒 生 元

株式会社三菱総合研究所（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社 MPX（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した 2022 年 8 月 8 日付吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2022 年 10 月 1 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社の MPX に係る事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2022 年 10 月 1 日
2. 吸収分割会社における事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易分割である、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過
本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
吸収分割会社は、新株予約権を発行しておらず、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 8 月 25 日付で官報公告及び 2022 年 8 月 26 日付で電子公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当し、かつ同法第 795 条第 2 項各号に掲げる場合及び同法第 796 条第 1 項但書又は同第 3 項に規定する場合には該当しないため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件分割においては、吸収分割会社は吸収分割承継会社の株主であり、会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社かつ唯一の株主であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 8 月 25 日付で官報公告及び 2022 年 8 月 26 日付で電子公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本件効力発生日である 2022 年 10 月 1 日をもって、本件契約に定める MPX に係る事業に関する資産、債務、契約上の地位及びその他の権利義務を承継しました。

なお、本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産の額は、234,000,000 円（概算）であり、負債の額は 104,000,000 円（概算）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2022 年 10 月 11 日（予定）

6. その他重要事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上